

## 空床情報共有システム 運用規程

### （目 的）

第1条 この規程は、患者転院等にかかる施設間の効率的且つ円滑な医療連携の強化・促進を図るために構築した『愛PLAnet・空床情報共有システム』（以下「本システム」という。）の運用にあたって、その加入施設が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### （加入申請）

第2条 この規程に定める事項について、遵守することを承諾したうえで、本システムに加入しようとする施設にあっては、別紙様式「空床情報共有システム加入申請書」の提出をもって、松山赤十字病院・地域医療連携室運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た後、加入を認めることとする。

### （変更及び脱退の届け出）

第3条 本システム加入施設においては、加入申請の際に届け出た事項に変更があった場合及び脱退する場合には、速やかに委員会宛 届け出るものとする。

### （操作運用）

第4条 本システムの情報入力操作にあたっては、別に定める手順書により、適切に行わなければならない。

### （情報管理）

第5条 本システム加入施設においては、運用で得たデータ情報について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 自施設のデータ内容に変更があった場合は、速やかに内容を更新すること。
- 2 自施設のデータ内容について、事実と反するような情報は入力しないこと。
- 3 本システムで得た情報については、厳重に管理し、他用途への利用や他への公開は一切行わないこと。
- 4 ウイルス等の侵入を防ぐため、安全性の確保されていないソフト等をインストールしたパソコンでの使用は行わないこと。

### （会 費）

第6条 本システム加入施設においては、システムの保守管理やソフト変更時の充当財源として、別に定める年会費を委員会事務局に支払うこと。

### （責 任）

第7条 本システム加入施設は、自らが提供した情報についての全責任を負うこととする。

### （規程抵触の取り扱い）

第8条 規程抵触した本システム加入施設に対する措置は、次のとおりとする。

- 1 本システム加入施設にあって、社会的・道義的信用を失墜させる行為があった場合や、著しく本システムや他の加入施設への権利侵害・名誉毀損を及ぼす行為があった場合は、原因施設に対して利用権限等を取り消すことがあること。
- 2 本システムの故障の原因が、その加入施設によるものである場合は、その原因施設は現状回復のための費用負担を負うものとする。

(紹介元施設への情報提供)

第9条 本システムを利用して紹介された患者の、他施設への転医に際しては、患者の同意を得て、紹介元への情報提供を遅滞なく行うこと。

(事務局)

第10条 本システム運用にかかる委員会事務局は、松山赤十字病院・地域医療連携課（直通／089-926-9516）に置く。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、システム運営に関し、必要な事項は、委員会の議決をもって別に定める。

附則 この規程は、平成20年 4月1日 から施行する。  
平成20年10月1日 改正。  
平成28年 1月1日 改正。